

(宛先) 松山市監査委員

松山市長 野 志 克 仁

令和2年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和3年1月21日付松監第52号の定期監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 産業経済部 道後温泉事務所	所管課等長氏名 山 内 充
措置の状況 ☒ 措置を講じた ☐ 措置を講じる予定 ☐ 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
1 収入事務について (1) 浴場使用料 ・浴場使用料徴収を私人に委託する場合の告示について 道後温泉本館の浴場使用料については、道後温泉本館管理業務委託契約書で浴場使用料の徴収が委託業務内容として定められている。歳入の徴収事務を私人に委託したときは、地方自治法施行令第 158 条第 2 項により告示するものと規定されているが、告示していない状況が見受けられた。今後においては、法令等に基づいた適正な事務処理に努められたい。 (5) 売店売上金 ・売店売上金徴収を私人に委託する場合の告示について 道後温泉本館の売店売上金については、道後温泉本館管理業務委託契約書で売店売上金の徴収が委託業務内容として定められている。歳入の徴収事務を私人に委託したときは、地方自治法施行令第 158 条第 2 項により告示するものと規定されているが、告示していない状況が見受けられた。今後においては、法令等に基づいた適正な事務処理に努められたい。	1 収入事務について (1) 浴場使用料 ・浴場使用料徴収を私人に委託する場合の告示について 浴場使用料徴収を私人に委託する場合の告示については、直ちに処理を行い、令和 2 年 12 月 7 日付で告示を行った。 今後は、関係法令等に従い適正な事務処理に努める。 (5) 売店売上金 ・売店売上金徴収を私人に委託する場合の告示について 売店売上金徴収を私人に委託する場合の告示については、直ちに処理を行い、令和 2 年 12 月 7 日付で告示を行った。 今後は、関係法令等に従い適正な事務処理に努める。

(宛先) 松山市監査委員

松山市長 野 志 克 仁

令和2年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和3年1月21日付松監第52号の定期監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 産業経済部 観光・国際交流課	所管課等長氏名 中 矢 光 一
措置の状況 ☒ 措置を講じた ☐ 措置を講じる予定 ☐ 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
1 収入事務について (2) 渡船使用料 ・渡船使用料徴収を私人に委託する場合の告示について 鹿島公園の渡船使用料は、鹿島公園渡船施設及び北条鹿島博物展示館管理業務委託仕様書で渡船使用料の徴収が委託業務内容として定められている。歳入の徴収事務を私人に委託したときは、地方自治法施行令第 158 条第 2 項により告示するものと規定されているが、告示していない状況が見受けられた。今後においては、法令等に基づいた適正な事務処理に努められたい。 (3) 渡船駐車場使用料 ・渡船駐車場使用料徴収を私人に委託する場合の告示について 鹿島公園の渡船駐車場使用料は、鹿島公園渡船施設及び北条鹿島博物展示館管理業務委託仕様書で渡船駐車場使用料の徴収が委託業務内容として定められている。歳入の徴収事務を私人に委託したときは、地方自治法施行令第 158 条第 2 項により告示するものと規定されているが、告示していない状況が見受けられた。今後においては、法令等に基づいた適正な事務処理に努められたい。	1 収入事務について (2) 渡船使用料 ・渡船使用料徴収を私人に委託する場合の告示について 渡船使用料徴収を私人に委託する場合の告示については、直ちに処理を行い、令和 2 年 12 月 3 日付で告示を行った。 今後は、関係法令等に基づいた適正な事務処理に努める。 (3) 渡船駐車場使用料 ・渡船駐車場使用料徴収を私人に委託する場合の告示について 渡船駐車場使用料徴収を私人に委託する場合の告示については、直ちに処理を行い、令和 2 年 12 月 3 日付で告示を行った。 今後は、関係法令等に基づいた適正な事務処理に努める。

(宛先) 松山市監査委員

松山市長 野 志 克 仁

令和2年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和3年1月21日付松監第52号の定期監査結果報告に基づき，又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について，地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 産業経済部 市場管理課	所管課等長氏名 乗 松 洋一郎
措置の状況 ☒ 措置を講じた ☐ 措置を講じる予定 ☐ 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
1 収入事務について (6) 青果部雑入 ・ 雑入の徴収誤りについて 青果部雑入のうち、古紙類売却業務収入について、報告書により算出した調定額と異なる金額で相手方に請求され、過少徴収となっているものが見受けられた。 今後は、請求時に金額の確認を行うとともに同様の誤りを防止する対策を図り、適正な事務処理に努められたい。	1 収入事務について (6) 青果部雑入 ・ 雑入の徴収誤りについて 今回指摘のあった古紙類売却業務収入のうち、過少徴収となっていたものについては、相手方に差額分を請求し、収入済となっている。 今後は、書類作成時及び請求時に複数人で確認を行うとともに、毎月の収入状況の管理を徹底するなど、より一層確認体制を強化し、適正な事務処理に努める。